

始良市新学校給食センター整備・運営事業
入札説明書等に関する第1回質問への回答

令和6年8月8日

始 良 市

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	2	第2	5	(1)			本事業の対象施設	<p>始良市新学校給食センターの建物、付帯施設、植栽、駐車場、外構等が含まれているとありますが、現地確認並びに測量等を行うため立ち入りしても宜しいでしょうか。その際は許可申請書が必要でしょうか。</p>	<p>前段：立ち入りは可能です。ただし、確認作業のみで、測量は不可とします。入札説明書のP.10に記載のとおり、現地を確認したい場合は、入札説明書第5の1に記載の担当窓口へ必ず連絡し、許可を得てください。なお、事業用地②の隣接する田は現在、耕作中のため、事業用地②を確認する際は、耕作者に迷惑がかからないよう十分に注意することが条件となります。</p> <p>後段：許可申請書は不要ですが、立ち入り許可証を発行するため、調査内容、日時、調査実施者等を担当窓口へ事前に連絡してください。</p>
2	4	第2	8	(1)			事業者の収入	<p>「本施設及び配膳室整備対象校における学校給食室の改修工事の引き渡しを受けた後に一時支払い金として支払う」とありますが、早く引き渡す本施設の建設費等も含めて令和9年10月に一時支払い金として支払うということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	4	第2	9				事業スケジュール(予定)	<p>設計・建設期間及び引渡日の各日程は、事業者の提案により前倒して設定することができますとありますが、引渡し日を前倒しでご提案した場合、開業準備期間が前倒しで開始するだけで、維持管理期間並びに運営期間については、変更しないという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	4	第2	9				事業スケジュール(予定)	<p>他給食センターPFI事業において、運用開始日の2ヶ月前に本体施設の引き渡しを行うスケジュール(開業準備期間2ヶ月)が一般的ですが、本事業では運用開始日の3ヶ月前に本体施設の引き渡し(開業準備期間3ヶ月)とされています。こちらのスケジュールに設定にされた意図があればご教示いただけますでしょうか。また、「～設計・建設期間及び引渡日の各日程は、事業者の提案により前倒して設定することができる。」とありますが、引渡しを後ろ倒し(令和9年6月30日)することは不可でしょうか。</p>	<p>事業契約書(案)P.2 第8条の「3か月以上」を「2か月以上」に修正します。</p>

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
5	6	第3	2	(1)	ア		業務実施企業の入札参加資格要件	「本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。」とあり、実施方針等に関する質問及び意見への回答(No.16)におきましては、「入札参加資格者名簿について申請期間以外の受付はできません。」との回答を頂戴しております。 実施方針、入札公告が公表された時点で、入札参加資格審査申請期間が終了しておりますので、実施方針、入札公告等を見直し、入札参加を希望したとしても、貴市の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録がなければ一切応募はできないということでしょうか。 こうしたケースの場合、PFI事業では、本事業にのみ有効な臨時審査を行う等の措置が採られる例もございますので、貴市の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録がなく、本事業への入札を希望する者への資格審査手続きにつき、ご検討賜りたく、お願い申し上げます。	実施方針に関する質問及び意見への回答No.16のとおり、入札参加資格者名簿について申請期間以外の受付はできません。
6	7	第3	2	(3)	ウ		建設業務を行う者	平成26年4月以降に完成した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の施工を元請として実施した実績を有していること。と記載されておりますが共同企業体の構成員としての実績として考えても宜しいでしょうか。	共同企業体の構成員としての実績でも構いません。
7	8	第3	2	(5)	イ		維持管理業務を行う者	「平成26年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務」とありますが、施設の完成年月ではなく維持管理業務期間の完了年月という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	8	第3	2	(5)	イ		維持管理業務を行う者	「平成26年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務を元請として実施した実績」とありますが、給食センターにおける厨房機器一式の保守点検業務は該当するという認識で宜しいでしょうか。 また、単年度契約としている場合、直近1年(2023年度)の契約書写し1部を資格審査申請書類に添付すれば良いという認識で宜しいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。
9	8	第3	2	(5)	イ		維持管理業務を行う者	PFI事業における維持管理業務の実績については、開所当初に交わしているSPCとの「維持管理委託業務契約書」が該当するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。実績を有していることを証する書類は、契約書及び仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。
10	11	第5	2	(6)	ウ		入札説明書等に関する個別対話の受付	個別対話参加人数ですが、5名以内となっておりますが、必要に応じて増やしてもよろしいでしょうか。	入札説明書のP.11の「5名以内」を「10名以内」に修正します。

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
11	11	第5	2	(6)	ウ		入札説明書等に関する個別対話の受付	実施方針に対する個別対話と同様、組成を予定している入札参加グループの企業が、5名以内ずつに分かれて複数の参加申し込みをするということによいでしょうか。複数といっても常識的な範囲で2、3にとどまると考えています。	No.10のとおり参加人数の緩和を認めることから、入札参加グループを組成する企業は、分散することなく、同一の個別対話の機会に参加してください。
12	11	第5	2	(7)			資格審査に関する書類の受付	持参の場合、様式1-10の代理人以外の者が持参してもよろしいでしょうか。郵送も可なので大丈夫と思料しますが、念のためお聞きします。入札参加グループの一員が持参することを予定しています。	様式1-10の代理人以外の者でも構いませんが、入札説明書P.6に記載のとおり、入札参加手続きは必ず代表企業が行うこととし、構成企業及び協力企業による持参は不可とします。
13	11	第5	2	(8)			提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法	持参の場合、様式1-10の代理人以外の者が持参してもよろしいでしょうか。郵送も可なので大丈夫と思料しますが、念のためお聞きします。入札参加グループの一員が持参することを予定しています。	様式1-10の代理人以外の者でも構いませんが、入札説明書P.6に記載のとおり、入札参加手続きは必ず代表企業が行うこととし、構成企業及び協力企業による持参は不可とします。
14	14	第7	1				立地条件等	事業用地における敷地内の地盤沈下については、事業契約書別紙1(16)不可抗力に記載がありますとおり、自然現象であるとともに通常の予見可能な範囲外に該当するという認識で宜しいでしょうか。	地盤沈下については、不可抗力ではなく、事業契約書(案)第33条第2項に記載のとおりです。
15	14	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	対象工事費には配膳室整備に係る費用が入っていませんが、一括で支払っていただけるのでしょうか。	入札説明書P.15の「対象工事費※1」には、配膳室整備対象校における学校給食室の改修工事費は含めておらず、割賦方式での支払いとなります。事業契約書(案)P.37の表3の2、様式集様式A-4別表1の2の一時支払金の表記を削除します。
16	15	第7	4	(3)			資金計画・事業収支計画に関する条件	一時支払金変更に伴う金融機関への事務手数料は事業者負担と御座いますが、事業契約書案(P.46)では市の負担と記載御座いますので正誤をご確認頂けますでしょうか。また、一時支払金変更に伴い増加した利息分につきましては貴市にてご負担いただけますでしょうか。	事業契約書(案)P.32のとおり、一時支払金の変更があった場合に発生する事業者と金融機関等の間での事務手数料等は、事業者の負担とします。
17	18	第9	1	(1)			資格審査に関する書類	納税証明書(市税:法人市民税)につきまして、納税の実績がない場合は提出不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	18	第9	1	(1)			資格審査に関する書類	納税証明書(県税:法人県民税、法人事業税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3か年)につきまして、未納がないことの証明でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案) 契約書及び契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	2	2		8				事業期間	開業準備期間は3か月以上の期間を確保するとありますが、他の給食センターPFI案件と比較するとやや長い印象があります。また、開業準備期間中も維持管理費用は発生するため、その費用を抑制する意味でも開業準備期間については事業者の提案に委ねるとしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)2ページ第8条の「3か月以上」を「2か月以上」に修正します。
2		○	3	3		12	7			設計に伴う各種調査	「乙が実施した事前調査結果と甲が実施した事前調査結果との間に齟齬(本事業に影響しないと認められる軽微な齟齬は除く。)があることを発見したときは、直ちに甲に報告するとともに、甲及び乙は対応方法について協議を行うものとする。」とありますが、令和6年3月公表の「始良市新学校給食センター整備・運営事業 実施方針」p19 資料1リスク分担表のNo.34「測量・調査リスク」では、貴市が実施した測量・調査に関するものは貴市の負担とされているため、本条項にもとづき生じた増加費用等については、貴市に負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針のリスク分担表No.34に記載のとおりです。基本的な考え方としては、本市が実施した調査の調査方法等について誤りがあり正しい調査結果を得られなかった場合など、本市が実施した測量・調査に関するリスクは本市が負担します。しかしながら、本市の調査に落ち度がなく実施したうえで、事業者の調査結果と異なる場合は、事業契約書(案)第12条に記載のとおり、本市と事業者で協議したうえで本市が対応方法を決定します。
3		○	3	3		16	3			設計の変更	事業契約約款第16条第1項及び第2項の場合の設計変更の費用及び変更による追加的費用について、「甲の責めに帰すべき事由に基づく場合には、甲が負担し、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合には、乙が負担する。」とありますが、甲及び乙いずれにも帰責事由がない場合、追加的費用の負担等については、協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		○	4	3		16	4			設計の変更	「設計変更により本施設等の設計及び建設・工事監理業務に係る費用が減少する場合には、甲及び乙は、協議により合理的な範囲内で当該費用の減少分をサービスの対価から減額するものとする。」とありますが、設計変更により建設・工事監理業務に係る費用が減少した場合でも、作業量が増加する設計業務に係る費用が減少する可能性は低いと史料します。設計変更により設計業務に係る費用が減少する場合は、どのような場合を想定されておりますでしょうか。	現時点で具体的な事態の想定はありませんが、明らかに業務内容が減少する場合などが考えられます。
5		○	4	3		18	2			設計の完了	「甲は、前項に基づき提出された設計図書等について、他の契約関係書類との間に不一致又は矛盾があると認めるときは、速やかに乙に通知するものとする。」とありますが、事業者が資金調達を行うにあたり、融資金融機関へ設計業務が完了したことを証する書面を提出する必要があるため、事業者が貴市に提出した設計図書等について、貴市が他の契約関係書類との間に不一致又は矛盾がないと判断された場合は、その旨を事業者へ書面にて通知いただけますでしょうか。	要求水準書に記載している設計業務の完了時に事業者が提出する設計業務完了届を本市が受理し、本市が押印することにより、事業者へ設計業務が完了したことを通知する書面として代えることとします。

事業契約書(案) 契約書及び契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
6		○	6	4	2	28				工期の変更による費用負担	工期が変更され、甲及び乙いずれにも帰責事由がない場合、増加費用及び損害の負担等については、協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		○	7	4	3	31	2			甲による完成確認	完成確認の結果、本施設等が契約関係書類に基づき建設工事等が実施されていると貴市が判断された場合、その旨を書面にて通知いただけますでしょうか。事業者が資金調達を行うにあたり、融資金融機関へ完成確認が完了したことを証する書面の提出を求められる場合があります。	第32条第2項に記載のとおりとします。
8		○	8	4	4	34				建設期間中の保険	0第1項の規定により、とありますが、誤記でしょうか。	誤記です。第20条第1項に修正されたものを市ホームページで公表しています。
9		○	8	4	5	35	2			設計及び建設工事等業務の契約保証	保証額について、調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上と設定されていますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1-1、1-2、2-1、2-2、3-1(1)～(8)、3-2の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～8は含まれないということで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		○	8	4	5	35	2			設計及び建設工事等業務の契約保証	「施設費のうち調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額」とありますが、食器・食缶等の調達費や什器・備品等の調達費は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No.9参照。
11		○	9	4	5	35	4			設計及び建設工事等業務の契約保証	「契約金額の変更があった場合には、(中略)甲は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、乙は保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は乙が負担するものとする。」とありますが、契約金額が変更となった理由が貴市の事由に基づくものである場合、保証の額の変更に伴う経費は貴市にご負担いただけますでしょうか。	本市の事由により契約金額の大幅な変更が生じる場合は、本市と事業者で協議のうえ、合理的な範囲で、本市は保証の額の変更に伴う経費を負担することを想定しています。
12		○	15	5	5	56	1	(5)		維持管理及び運営業務の契約保証	履行保証保険を付保する場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。	構いません。
13		○	15	5	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	年間の金額とは次年度分についての入札時の提案金額と理解して宜しいでしょうか。	事業契約書別紙4で定める維持管理及び運営業務のサービスの対価の年間の金額(消費税等相当額を含む)になります。また、第56条第4項に記載のとおり第58条によるサービスの対価の変更があった場合には、改定後の年間の金額(消費税等相当額を含む)となります。なお、年間の範囲は初年度と最終年度を除いて、事業年度単位(4月～翌年3月)を基本とします。

事業契約書(案) 契約書及び契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
14		○	15	5	5	56	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。	構いませんが、その場合であっても履行保証保険の保険金額については、開業準備費及びその他の費用の分も含まれますので、事業者にて適切に負担してください。
15		○	15	6		57	1			サービスの対価の支払い	「甲は、本施設等の引渡しを受け、その内容が契約関係書類に適合していることが甲により確認されることを条件として、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」に定める算定方法及び支払方法に従い、乙に対して設計及び建設工事等業務のサービスの対価を支払うものとする。」と記載されていますが、御市の通常工事同様に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者の増加により競争入札の効果から、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま。	原案のとおりとします。
16		○	17	8		65	3	(4)		乙の債務不履行等による契約終了	貴市が事業者に通知することにより本契約の全部を解除して終了させることができる事由として、「乙又は受託者若しくは請負人のいずれかが、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始の申立てを行った場合又は第三者(乙又は受託者若しくは請負人の取締役を含む。)によってその申立てがなされた場合において、これにより乙が以後、本契約に基づく債務の履行が不可能又は著しく困難であると認められるとき。」とありますが、受託者若しくは請負人が破産等の状況に陥った場合、その受託者若しくは請負人の業務を代わりに実施することができる代替企業を事業者若しくは他の受託者若しくは請負人が見つけることができた場合には、貴市は本契約の全部を解除して終了させないとの理解でよろしいでしょうか。	第65条に「本契約の全部若しくは一部を解除して終了させ、又は解除せずに乙の契約上の地位を甲が選定した第三者に移転させることができるものとする。」と記載しているとおり、第三者の選定により本事業を適切に継続できると判断できる場合には、契約を解除しない場合があります。
17		○	17	8		65	4	(1)	ア	乙の債務不履行等による契約終了	違約金として、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該金額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～8は含まれないということ为宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約書(案) 契約書及び契約約款に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
18		○	18	8		65	4	(1)	イ	乙の債務不履行等による契約終了	「甲は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は乙に自己の費用で本施設等を撤去させる権利のいずれかを行使する。」とありますが、出来形部分を買取るか、或いは撤去するかは、どのような基準に基づいて判断するのでしょうか。貴市にて想定されている具体的なケースなどもございましたら、併せてご回答いただけますと幸いです。	特に基準は設けておりませんが、例えば、出来形部分を本市が引き継いで追加の工事を行って完成させた方が、撤去するよりも安価である場合など、本施設等の工事の進捗状況やコスト等を総合的に踏まえて判断することを想定しています。
19		○	18	8		65	4	(1)	イ	乙の債務不履行等による契約終了	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20		○	18	8		65	4	(2)	ア	乙の債務不履行等による契約終了	年間の金額とは、契約が解除された当該年度のコストと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21		○	19	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る甲の解除権	規定されている抵触事項が基本協定書(案)第6条第5項と同じにも係らず、違約金が契約金額の10分の1相当額または100分の15に相当する額は過大であると存じますので、違約金は、引渡前・引渡後においてそれぞれ事業契約書(案)65条4項1号及び2号と同様の金額としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
22		○	19	8		66	2			談合その他の不正行為等に係る甲の解除権	事業契約上、本条に関して生じた違約金はSPCが支払当事者となる定めがあり、金融機関からの資金調達の際、違約金の支払義務をSPCが有するものと整理され、金融機関から違約金相当のリザーブ(積立金)をSPCに求められる可能性が高いと料します。 当該積立金は資本金や劣後ローン等で調達せざるを得ず、入札参加者の資金負担の増加、または金利負担の増加など、結果的に提案金額の上昇に繋がります。 基本協定書(第6条、第12条)においても、同様の主旨で独禁法等にかかる解除事由(締結しない事由)および賠償金の定めがあり、構成企業が違約金や損害賠償を負担する定めになっておりますので、責任分担は同協定書上で手当てされていること、SPCに過大な違約金負担を課すことを回避し、円滑なプロジェクトファイナンスによる資金調達を実施すべく、事業契約上は当該条項の削除をご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
23		○	20	8		67	2	(2)	ウ	甲の債務不履行等による契約終了	「乙は、本施設等に設置された乙が所有する機器等について、甲が買い取るものを除き、速やかに撤去する。」とありますが、「乙が所有する機器等」とはどのような機器を想定されていますでしょうか。また、甲の債務不履行等による契約終了の場合であるため、撤去に係る費用については貴市にてご負担いただけますでしょうか。	前段:例えば、本施設の事業者用事務室等に事業者が設置する通信設備やOA機器等が想定されます。 後段:本条による撤去に係る費用が発生した場合は、当該費用は本市が負担するものとします。

事業契約書(案) 契約書別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	4	31	1					表1設計及び建設業務のサービスの対価	施設整備期間中に要するSPC経費は表1 設計及び建設工事等業務のサービス対価の支払対象となるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	31	1					表2開業準備、維持管理及び運営業務のサービスの対価	開業準備期間中に要するSPC経費は表2 開業準備、維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払対象となるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	4	31	1					表2開業準備、維持管理及び運営業務のサービスの対価	維持管理運営期間中に要するSPC経費は表2 開業準備、維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払対象となるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	4	32	3	(1)				支払方法	端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。	端数が生じた場合は初回に調整を行ってください。
5	4	32	3	(1)				支払方法	税制上、割賦の延払基準の制度が廃止されているため、割賦元本に対する消費税は一時支払い金の支払時に一括にてお支払いしていただけたとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
6	4	32	3	(2)				支払方法	割賦元本の消費税の支払い方法の記載がありませんが、別紙433頁の表3より、設計及び建設工事等業務に係る消費税は一括払いとの理解でよろしいでしょうか。仮に割賦元本分の消費税が分割払いとなる場合、割賦の延払基準の廃止に伴い、SPCは税込みの割賦元本相当額を金融機関から借入るため、割賦手数料についても割賦元本(税込)を基に計算されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設計及び建設工事等業務に係る消費税は一括払いとします。
7	5	48	1	(2)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	サービス対価改定の基準時点ですが、内閣府民間資金等活用事業推進室の令和6年7月3日事務連絡「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について」をご確認頂き、基準時点を再考して頂けないでしょうか。	令和6年11月(提案書提出時)時点を基準とした物価補正等を行ったうえで予算上限額を設定していることから、サービスの対価の改定基準は、原案のとおりとします。

事業契約書(案) 契約書別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
8	5	48	1	(2)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	「改定方法については、令和6年11月(提案書提出時)の「建設物価 建築費指数(都市別指数:福岡、工場-S造-工事原価)」(一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い…」との記載があり、起点日を提案書提出時となっておりますが、現在内閣府が公表している「各種ガイドライン等の改正について(令和6年6月3日改正)」内の、「PFI事業解約に際しての諸問題に関する基本的な考え方(令和6年6月3日改正)」の「第3節 建設費に係る物価変動リスクへの対応 P.19」によると「どの時点の物価をサービス対価の改定基準にするかについては、契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担とする物価変動リスクを減じることができる」との記載がございます。起点日が提案書提出日では、予算化された時点との乖離が生じ、入札金額が収まらない可能性があります。物価変動をよりの確に反映するために起点日を入札公告日に変更していただけますでしょうか。	No.7参照。
9	5	48	1	(2)				設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方	「改定方法については、令和6年11月(提案書提出時)の「建設物価 建築費指数(都市別指数:福岡、工場-S造-工事原価)」(一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い、本施設の工事着工日の属する月又は令和8年4月の早い方の月の同指数と比較して1.5パーセントを超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。」とありますが、2023年12月15日に特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が内閣府 民間資金等活用事業推進室へ提出した「PFI事業契約における「サービス対価」(建設工事費)の物価変動による改定方法に係る提言」によると、「物価変動による改定の初回起算日は、「債務負担行為設定日」又は「入札公告日(公募公告日)」とする。」「物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担(1.0%又は1.5%)をゼロとする。」とあります。これを踏まえ、本条文の「令和6年11月(提案書提出時)」を「令和6年7月(入札公告日)」に、「1.5パーセントを超える差が生じた場合」を「差が生じた場合」に変更いただけますでしょうか。	前段:No.7参照。 後段:将来の物価変動については本市・事業者ともに予測がつくものではないことから、官民で適切にリスクを分担したいと考えていますので、原案のとおりとします。

事業契約書(案) 契約書別紙に関する質問への回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
10	5	48	1	(2)				設計及び建設 工事等業務の サービスの対価 の改定に関する 基本的考え方	「改定方法については、令和6年11月(提案書提出時)の「建設 物価 建築費指数(都市別指数:福岡、工場-S造-工事原価)」 (一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い、本施設の工 事着工日の属する月又は令和8年4月の早い方の月の同指数と 比較して1.5パーセントを超える差が生じた場合、生じた差分に 応じてサービスの対価の改定を行う。」とありますが、設備工事 費の割合が他の施設と比較して高い給食センターの特徴を踏ま え、利用する建設物価 建築費指数を「工事原価」から「建築」及 び「設備」に変更いただけますでしょうか。	サービスの対価の改定の対象となる「建設工事費」には現場経 費も含まれるものであるため、物価変動については、建築又は 設備の部分を抽出して判断するのではなく、現場経費も含めた 総額で判断する必要があり、原案のとおり「工事原価」とします。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	6	6		事業契約等	入札参加資格の喪失により事業契約を締結することが出来なくなった場合には第6条6項に該当し違約金が課される理解ですが、入札参加資格を喪失した場合でも入札説明書(P.8)に従い代替企業の補充若しくは入札参加資格を喪失した者を除く優先交渉権者のみでも資格・能力等の面で支障がないと貴市の承諾を得て事業契約締結した場合には、当該違約金は課されないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		4	6	6		事業契約等	6条5項により請求させる違約金は、帰責性を有する事業者に対して請求され、帰責性のない事業者が連帯して負担することはないという理解でよろしいでしょうか。	本市は、入札参加グループの責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、入札参加グループに対し違約金を請求しますが、各企業の違約金の負担額については、各企業間で帰責事由等に応じて分担する等、適切に負担してください。
3	○		4	6	6		事業契約等	違約金として、「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～8は含まれないということで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	本条文は事業契約締結後に第6条5項各号のいずれかが生じた場合の違約金規定と理解しておりますが、本条文は事業契約書案第66条でも規定されておりますので削除頂けないでしょうか。	第12条は、第6条とあわせて事業契約の締結の前後の違約金について記載したものであり、原案のとおりとします。
5	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業契約書案第66条2項の違約金と重複して請求されることはない理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	6	第1	7						事業用地の概要 事業用地①	事業者の責任において実施した事前調査(敷地測量)の結果、もし、令和6年6月11日に公表された敷地の形状と大きく異なり、提案書の内容(配置計画、平面計画など)を変更せざるを得なくなった場合、以下の3つの質問にお答え下さい。①不可抗力として提案内容の変更協議をして頂けますでしょうか。②契約工期の変更協議は可能でしょうか。③事業契約前、令和7年1月下旬、基本協定締結後(または、遅くとも仮契約後)に事業者の責任において、敷地測量を前倒しで実施させて頂くことは可能でしょうか。	①事業契約書別紙1(16)の不可抗力の定義には該当しないため、不可抗力には該当しません。しかしながら、提案書の内容を変更せざるを得ない場合には、事業費の変更を伴わない範囲において提案内容の変更に係る協議を行うことは可能です。 ②設計建設期間の変更は認められません。 ③不可です。事業契約(本契約)を締結してからになります。
2	6	第1	7						事業用地の概要 事業用地②	事業用地②については、面積しか提示されておられません。航空写真より地形が長方形(台形)であることがわかりますが、概略の長手方向(2辺)と直行する短辺方向(道路と反対側)の寸法をおしえて頂けないでしょうか。	要求水準書の添付資料19として地積測量図を追加しますので、そちらで確認してください。
3	8	第1	8	(9)					事業統括責任者の配置	事業統括責任者は本施設に常駐しなくてもよいでしょうか。	常駐の必要はありません。
4	11	第2	3	(3)	ア				検収室	市職員事務室から直接通じる動線を確保することとありますが、市職員専用の前室を設ければ、検収室以外の部屋(荷受室、下処理室等)からの入室としてもよろしいでしょうか。	不可です。
5	12	第2	3	(3)	ア				調味料計量室	内容の冒頭に記載の「量室」は「計量室」の誤記でしょうか。	誤記ではありません。「調味料計量室」がP.11とP.12にまたがっています。
6	12	第2	3	(3)	ア				冷蔵庫(室)、冷凍庫(室) 手配書	『②冷凍室は、加工食品、カット野菜・豆腐・油揚げ、冷凍液卵、魚介類等を収納すること』とありますが、 1.手配書に記載のある「木綿豆腐」は冷凍でしょうか。 2.手配書の食品名に「冷凍」、もしくは調理方法等に「前日解凍」の記載があるもののみ冷凍品と考えてよいでしょうか。他にも手配書内で冷凍品がある場合はご教授ください。	1 木綿豆腐は地元の豆腐製造業者の製品を使うことを想定していますが、業者が納入できない場合や料理の組み合わせ等により冷凍を使用することもあります。豆腐以外にも、厚揚げ・うす揚げも同様です。 2 手配書の中の冷凍品について ・肉類⇒冷蔵、冷凍どちらの使用も想定しています。 ・魚・魚介類(いか・エビ等)・練り製品・田作り煮干し・しらす干し⇒冷凍を想定しています。 ・卵⇒献立によって区分することを想定しています。 ・その他の冷凍品⇒ソテードオニオン、ハンバーグ、バター、レンコン、カーネルコーン、冷凍油揚げカット、魚のポイル品、カットチンゲンツァイ、冷凍めん、カットほうれん草、ブロッコリー、桜島素どり、裏ごしコーン、肉団子、インゲン ※なお、記載した食材であっても、献立作成後、価格や組み合わせ、学校行事等を考慮し、冷蔵品等を使用する場合があります。 ※冷凍品の中には、前日解凍をするものもあります。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
7	12	第2	3	(3)	ア				野菜下処理室	地産品の野菜は手切りによる切裁ができる設備を整えたとありますが、一日に1、2品目程度と考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.60のとおりですが、時期によってはそれ以上使用する場合もあります。
8	13	第2	3	(3)	ア				容器・器具洗浄室、運搬用カート等洗浄コーナー	「容器・器具洗浄室」において、汚染作業区域(野菜類用)と非汚染作業区域との兼用で使用するご提案はお認め頂けますか。汚染作業区域で使用した器具類と、非汚染作業区域で使用した器具類の洗浄時間帯を明確に区分する。また、汚染作業区域からは洗浄室に直接入ることが出来ないよう(洗浄物はカウンター受け渡し)、衛生区画は明確に区分する等、衛生上極力支障の無いよう工夫したご提案をお認めいただければと考えております。	認めません。
9	14	第2	3	(3)	ア				洗浄室	洗浄機に断熱構造を導入とあるがすべての機器の必要か？	お見込みのとおりです。
10	14	第2	3	(3)	ア				洗浄室	洗浄機には～吸排気設備は独立した系統とすること。と記載されていますが、特定のメーカーの仕様となるので、この項目を削除していただけないでしょうか。	要求水準書P.14 洗浄室⑦を「⑦ 洗浄機には、断熱構造を導入し、室内への輻射熱を低減させること。」に修正します。
11	14	第2	3	(3)	ア				揚げ物・焼き物・蒸し物室	焼き物調理・蒸し物調理の調理設備の仕様につきまして、運営上の衛生管理を徹底すれば、パススルー式は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	パススルー式とすることが望ましいと考えていますが、事業用地①における本施設の配置等の制約も踏まえて提案してください。
12	15	第2	3	(3)	ア				和え物準備室、和え物室	「和え物準備室・和え物室」⑤：果物用カット機械を設置とありますが、機械でのカットではなく手切りで対応とし、機械の設置は無しとするご提案はお認め頂けますか。	事業者の提案によるものとします。
13	16	第2	3	(3)	ア				容器・器具洗浄室、運搬用カート等洗浄コーナー	「洗浄室は、壁、扉によって他の諸室から区画し、扉は、密着性の良い状態を保つことができるものとする。」とありますが、敷地条件等含め、事業者側で工夫し、衛生面等で問題なければコーナーとしてもよろしいでしょうか。	コーナーではなく、壁、扉によって他の諸室から区画してください。
14	18	第2	3	(3)	イ				市職員用事務室	③「直接汚染・非汚染作業前室に入場しやすい配置、動線等のなるよう計画すること」とありますが、午後の汚染・非汚染作業前室には、敷地の形状が細長いこと、利用頻度などを勘案して、2階の調理員エリアを経由して入場する計画として宜しいでしょうか。	構いません。
15	20	第2	3	(3)	イ				駐車場	大型バスの乗降は事業用地②でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、大型バスの大きさは全長12m程でしょうか。	事業用地②でも構いません。また、大型バスは全長12m程度を想定しています。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
16	20	第2	3	(3)	イ				駐車場	事業用地①、事業用地②において、事業者として駐車場料金は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	21	第2	3	(3)	イ				駐車場	資料11「事業用地②における水路等のイメージ」の水路は780㎡に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	21	第2	3	(3)	イ				外溝	桜の移植に関して、移植の本数の指定はありますか。また、移植先の指定時期はいつになりますか。移植先によってコストが異なります。 また、桜の移植は技術的に難しく枯木の保証も事業者の責任となるのでしょうか。 さらに、時期も移植の重要事項となります、建築の工期と合わない場合の仮移植の措置は貴市で取っていただけるのでしょうか。	桜の移植に関する回答は、8月29日、30日に実施を予定している入札説明書等に関する個別対話において、本市と事業者との意見交換を行った上で回答いたします。
19	23	第2	6	(1)	ア				一般事項	「外部からの資材搬入口を設ける等、更新・・・を考慮した計画」とありますが、外部からの搬入口は必須でしょうか、外周部には地中梁があるため、人が資材を持って通れるような搬入口を設けることが難しいです。更新する資材(主に各種配管材)のみが搬入できる程度の大きさと考えて宜しいでしょうか。	前段:外部からの搬入口は必須です。 後段:お見込みのとおりです。
20	23	第2	6	(1)	イ				一般事項	集中管理パネルを設置する室は事業者提案でよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
21	24	第2	6	(2)	ア	(ウ)			照明器具・電灯、コンセント設備	「自動昇降装置などで容易に保守管理ができる」とありますが、LED照明の耐久性を勘案して、自動昇降装置無しとさせて頂くことは可能でしょうか。	不可です。
22	24	第2	6	(2)	ウ	(ウ)			電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備	「・・・調理作業等の動画を配送校の各学級で見られることができる」とありますが、建物内のテレビカメラの設置箇所数、設置場所、及び、仕様(ズーム機能付き、WEBカメラの要否、音声の有無など)をご提示下さい。また、外部への配信についてはカメラ以外にPC、専用のソフトウェア等が必要になると考えますが、全て本事業に含まれると考えておりますでしょうか、または、録画した映像のみを市の情報通信機器を利用して配信する運用とさせて頂くことは可能でしょうか。	前段:テレビカメラの設置箇所数、設置場所、仕様等は、事業者の提案によるものとします。 中断:配信に係るPC等についても本事業において調達してください。 後段:録画した映像の配信については、事業者の提案によるものとします。
23	25	第2	6	(2)	エ				受変電設備	屋上に設置した場合でもフェンスが必要でしょうか。	屋上に設置する場合もフェンスは必要です。
24	27	第2	6	(5)	イ	(ウ)			防虫防鼠設備	排気口については運転時に虫の侵入がないこと、停止時にはダンパーで閉鎖できる機構となるため、防虫ネットの設置は無しとして宜しいでしょうか。不可の場合、防鳥ネット(15mmメッシュ)程度として宜しいでしょうか。	排気口にも防虫ネットを設置してください。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
25	33	第2	9	(2)	オ	(エ)			食器・食缶・配膳器具類	蓄冷材の大きさ等は提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	34	第2	9	(4)	ア				配送車	配送車の調達方法ですが、参考までに、既存校(柘城小、錦絵小、竜門小、永原小、加治木小、北山小、加治木中、山田中、幼稚園4園)の配送車両の情報(車種、総重量、荷台大きさ、パワーゲート等)をご教授頂けますでしょうか。	要求水準書の添付資料18として、既存の配送車の情報を追加します。
27	35	第2	10	(7)					学校給食室の改修計画	配膳室整備対象校において、牛乳保冷庫は既存品再利用とあります。改修工事にあたり停電作業など考えられますが、経年劣化が進んでいる機種の場合、試運転時に冷却不良等の不具合が想定されます。不具合発見時には市への報告の上、指示を仰いで市側負担での対処という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	35	第2	10	(7)					学校給食室の改修計画	牛乳保冷庫はすべて既存品利用の想定で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
29	35	第2	10	(7)					学校給食室の改修計画	厨房機器以外の備品(食缶、ザル等)については撤去処分が必要でしょうか。	本市で必要となる備品等は、改修工事着工までに運び出します。それ以外は、すべて撤去処分が必要となります。
30	35	第2	10						学校給食室の改修計画	整備対象校にあがっていない学校・幼稚園については改修・整備が不要との認識で宜しかったでしょうか	お見込みのとおりです。
31	47	第3	4	(9)	イ				定期保守点検業務	シーズンイン・シーズンアウト調整とありますが、対象は空調機器で宜しいでしょうか。また対象機器については、年2回以上の定期点検を実施するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	50	第3	4	(13)	イ	(イ)			定期清掃業務	内壁、窓枠、給水管、給ガス管、排水管、給電コード、排煙ダクト及び冷却装置等の冷媒チューブは、月に1回以上清掃とありますが、衛生状態を適正に保つという前提で、施工頻度は事業者にて提案しても宜しいでしょうか。	本施設を快適かつ衛生的に利用でき、維持管理・運営に支障を生じないことを条件とし、適切な頻度を提案してください。
33	57	3	5	(8)	ア				食材検収・保管業務	米以外にも食材の前日納品がありますか。	実施方針等に関する質問及び意見への回答No.35を参照。
34	57	3	5	(8)	ア				食材検収・保管業務	きのご類の納品形態は個包装でしょうか。他にも野菜で袋入りの納品形態の食材があればご教示ください。	現在、使用しているきのご類は1kg入りの袋に入った状態で納品されています。
35	59	3	5	(9)	ケ				食物アレルギー対応食調理	アレルギー対象児童生徒は、アレルギーが入っていない献立の日は、通常食を喫食すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
36	59	3	5	(9)	ケ				食物アレルギー対応食調理	アレルギー対象の食材を使用している献立の場合、該当メニューのみをアレルギー対応食缶に盛り付けて提供し、その他のメニューについては他の児童生徒と同様に通常食の食缶から配膳して喫食するというお考えでよろしいでしょうか。	アレルギー対応食は、該当メニューのみを個人ごとの容器に入れ提供することを想定しています。ほかのメニューは他の児童と同じものを通常食缶から配膳してもらうことを想定しています。
37	62	第3	5	(11)	ア	(イ)			給食配送・回収業務	「パンと牛乳は本市が別に手配」とあります。北山小学校については牛乳についても現在は山田小学校から配送しているとの事でしたが、今回の整備運営事業ではどのような扱いになりますでしょうか。	本事業でも同様の取り扱いを想定しており、本施設からの配送となります。
38	資料12								配膳室整備対象校の改修計画(参考)	調理機器撤去後の床レベルについて、排水側溝・グレーチング等は撤去処分とし、室内床レベルを合わせるように考慮するか、側溝残既存のまま蓋等を設置し改修費を抑えコンテナ移動に支障なきよう考慮するのか。	排水側溝・グレーチング等は撤去処分とし、床レベルを合わせますので、蓋等の設置は不可とします。
39	資料12								配膳室整備対象校の改修計画(参考)	配膳室内は基本同一床レベルで考慮か、コンテナ移動に支障なき範囲で既存床レベルを生かしスロープ大綱は可能か。	配膳室内は同一床レベルとしてください。
40	資料12								配膳室整備対象校の改修計画(参考)	調理室を配膳室改修にあたり、設備配管は床レベルで撤去処分と考慮してよいか。	お見込みのとおりです。
41	資料12								配膳室整備対象校の改修計画(参考)	提示された改修計画案の配膳室入口・出口の位置を変更してよろしいか。また、出入口建具形状を別提案してよいか。	前段:事業者の提案によりますが、本市を通して各学校との協議が必要です。 後段:構いません。
42	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	要求水準書(案)に関する質問への回答No. 257で汁物等の重量を回答いただきましたが、手配書にも1人分重量の記載があります。調理能力を算出する際には手配書を基に能力を算出してよろしいでしょうか。	構いません。
43	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	1人分重量の記載がありますが、幼稚園の重量は小学校と同量と考えてよろしいでしょうか。同量でない場合は、幼稚園重量(小学校重量に対する倍率等)をご教授願います。	現時点では、決まったものではありませんが、既存の小学校給食室別棟では、小学校3・4年生を1とした場合、年少0.7 年中0.75 年長0.8で提供しています。
44	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	食材の乾煎り(例:小学校2日(火)の煮干しのあめがらめに記載のごま、アーモンド)はどの機器での調理想定でしょうか。	スチームコンベクションオープンが使用できる献立の場合は、それを使用し、その日の献立により使用できない場合は、タレを作る前に、釜で煎ることを想定しています。
45	資料14								想定献立表及び手配表(参考)	みかんはご飯用の食缶に入れるのでしょうか。あるいは他の物に入れるのでしょうか	みかんはごはんの日にも提供する時があるため、現在は和え物食缶に入れてあります。

要求水準書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
46	資料 14								想定献立表及び手配表(参考)	機器能力算定の為、焼物で使用想定となっている紙容器(紙容器小判4及び紙容器丸14)について、紙容器のサイズ(1/1ホテルパンに何個載るか)をご教示をお願いします。	紙容器小判4(115×55mm)の場合⇒1天板に15個 紙容器丸14(直径70mm)の場合⇒1天板に20個 を想定しています。 なお、均一した温度により焼きムラが出ないような機器を設置してください。
47									要求水準書(案)に関する個別対話の回答 No.76	記載の配送車は、全てパワーゲート付きの配送車でしょうか。	小学校給食室別棟で使用している配送車は2台ともパワーゲート付きです。一方、加治木学校給食センターで使用している配送車は2台ともパワーゲートは付いていません。
48									要求水準書(案)に関する個別対話の回答 No.77	回答において、「事業者はコンテナを配送し、各校の配膳室に置くのみでよいです。～」とありますが、一部の幼稚園においては、段差があることにより、プラットホームからコンテナを移動させず、プラットホームから食器・食缶等を取り出しているかと思われます。配膳室整備対象校以外の学校で、コンテナを配膳室に入れない場合においては、プラットホームにコンテナを置くまでが事業者の業務と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		3					Ⅱ 設計業務	①の「交通上の安全」と③の「安全な出入り」の違いが分かりません。どのように書き分ければよいでしょうか。	前者は敷地内において食材搬入車、給食の配送回収車及び職員の通勤車両などが安全に通行できるかについて提案してください。後者は駐車場・駐輪場などから建物入口まで安全に歩行できるように計画されているかについて提案してください。
2		3					V 維持管理業務	(2)～(5)は、対象物こそ違いますが、点検・修繕・更新など業務内容に共通点が多いと考えます。合わせて2、3枚に減らすことはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
3		3					VI 運營業務	(1)④緊急時の対応の「配送車の故障…」と(5)の「不測の事態」の違いが分かりません。どのように書き分ければよいでしょうか。	前者は給食配送・回収業務に限らず全般的な事項について緊急時の対応方策について提案してください。後者は給食配送・回収業務において不測の事態が生じた場合の対応について提案してください。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○		1	資格審査に関する書類	設計、工事監理、建設、維持管理、運営以外の業務を担う企業は参加資格等要件に関する書類(様式1-3~1-7)の提出が不要という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		1	資格審査に関する書類	業務実績を証明する資料や決算報告書等、枚数が多い資料については、片面印刷ですとファイルに収まりきらないため、両面印刷としてもよろしいでしょうか。	構いません。
3	○		1	資格審査に関する書類	CD-Rを2枚提出することとありますが、データ形式について特に記載はありません。Word・PDFデータが混在しても問題ありませんでしょうか。	構いません。
4	○		(16)	納税証明書(その1)	国税(法人税、消費税)は「納税証明書その3の3」ではなく、「納税証明書その1」という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、税目は法人税、消費税及び地方消費税となります。
5	○		(16)	納税証明書(その1)	(16)納税証明書(その1)に関して、税目は法人税と消費税及び地方消費税との理解でよろしいでしょうか。また、原本の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 後段: 原本を提出してください。
6	○		(17) (18)	納税証明書	(17)(18)の納税証明書(県税・市税)に関しては、参加申請する所在地における県・市民税に係る証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。また、原本の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	前段: お見込みのとおりです。 後段: 原本を提出してください。
7	○		(17)	納税証明書(県税: 法人県民税、法人事業税)	納税証明書の提出が必要となる場合、県民税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	No.6参照。
8	○		(18)	納税証明書(県税: 法人市民税、法人事業税)	納税証明書の提出が必要となる場合、地方税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。	No.6参照。
9	○			納税証明書	①納税証明書とは、始良市に対してか、弊社所在地に対してなのか、どちらでしょうか。 ②また、始良市への納税がない場合は未提出で良いでしょうか。	No.6参照。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
10		1-1 1-9		総合評価一般競争入札参加表明書、委任状(構成企業及び協力企業→代表企業)	設計、建設、工事監理、維持管理、運營業務以外の企業(配送企業、調理設備企業等)は実績の添付等は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11		1-1 1-9		総合評価一般競争入札参加表明書、委任状(構成企業及び協力企業→代表企業)	1枚につき参加企業数社の押印が必要な様式において、押印手続きに時間を要するため、参加企業1社につき1枚に記名捺印し、まとめて提出することは可能でしょうか。	不可とします。
12		1-2		資格審査申請書	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	参加する事業所について記載してください。
13		1-3 1-5 1-7		設計業務を行う者の資格等要件に関する書類、工事監理業務を行う者の資格等要件に関する書類、開業準備業務及び運營業務を行う者の資格等要件に関する書類	1つの業務実績で参加資格要件を満たす場合は、複数の実績を記入及び書類を添付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14		1-7		開業準備業務及び運營業務を行う者の資格等要件に関する書類	開業準備業務には運営企業以外に、建設や調理設備、維持管理企業などもかかわりますが、代表して運営企業だけが1-7を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

様式集(資格審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
15		1-8		入札参加グループの構成表及び役割分担	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。 それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	参加する事業所について記載してください。
16		1-8		入札参加グループの構成表及び役割分担	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17		1-9		委任状(構成企業及び協力企業→代表企業)	記載する会社情報は、本社のものでしょうか。 それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。	参加する事業所について記載してください。
18		1-10		委任状(代表企業用)	委任状の件ですが、既に、始良市様へ登録済みの場合でも、必要でしょうか。	様式1-10の委任状にて提出してください。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)	ア	提出部数等	封筒の表には、「役職・代表者名」と押印は不要との理解でよろしいでしょうか。また、持参の場合は朱書きは不要との理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。
2	○		1	(2)	ア	提出部数等	A1、A2、A5を正・副各1部提出とのことですが、正と副は同じものを出すのでしょうか。あるいは副は正のコピーにするとか実名部分を黒塗りするとか、何らかの変更を加えるのでしょうか。仮にコピーの場合、カラー・モノクロの指定はありますか。また、提出の際はクリアファイル等に入れて出せばよいのでしょうか。	様式A-1、A-2、A-5の副本は、正本と同じもの(黒塗りは不要)で構いません。
3	○		1	(2)	イ	提出部数等	正本の提案書も「代表企業、建設企業A…」などと匿名のままにしておいて、ファイルの一番初めに企業名対照表を挟む方式でよいのでしょうか。	ご提案の方法でも構いません。
4	○		1	(2)	イ	提出部数等	副本分については応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないのでしょうか。	入札参加グループに属さない企業を事業提案書に記載する場合は固有名詞を表記しても構いません。
5	○		1	(2)	イ	提出部数等	提案書1～7、9、10は、A4ファイル1冊にまとめるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	○		1	(2)	イ	提出部数等	「～各項目にはインデックスを付けること。」とありますが、各項目は提案書毎でしょうか。例)1事業計画全般に関する事項	お見込みのとおりです。
7	○		1	(2)	イ	提出部数等	「なお、正本分の最初のページには、基礎審査項目チェックシート(M-1)を添付し、副本分(様式A-1からA-5は除く。)については、表紙、提出書類に入札参加グループ名、代表企業、構成企業及び協力企業の企業名を一切記載せず、資格審査申請書の提出後に本市が与える受付番号を表記すること。」とありますが、正本のみ「基礎審査項目チェックシート(M-1)」を添付し、その他ページは副本と同じ内容(企業名は記載しない)の理解でよろしいでしょうか。また、副本には「基礎審査項目チェックシート(M-1)」は添付しない理解でよろしいでしょうか。	前段:正本には最初のページに「基礎審査項目チェックシート(M-1)」を添付してください。正本には原則として企業名を記載しますが、No.3の回答のとおり、副本と同様に企業名を記載しない方法をとすることも可能です。 後段:お見込みのとおりです。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
8	○		1	(2)	エ	提出部数等	CD-Rを2枚提出することとありますが、データ形式について特に記載はありません。Word・Excelデータの提出で問題ありませんでしょうか。	様式I-1、I-19、I-20、J-2、K-1～K-3、M-1は、Microsoft社のExcel(計算の数式や他のシートとのリンクを残すこと)で提出してください。その他の様式はPDFで提出してください。
9	○		1	(2)	エ	提出部数等	CD-Rには、正副どちらも保存するのでしょうか。	正・副どちらのデータも保存してください。
10	○		2			提案審査に関する書類における記載内容の留意点	「入札参加グループ名」と「様式No」を記載する位置は、事業者提案でよいでしょうか。ご提示いただいた様式では、様式Noが左上や右上にあたり記載がなかったりします。	前段:「様式No」の位置は様式に沿って適宜位置を変更していません。 後段:様式集(提案審査)①・様式集(提案審査)②ともに、各様式の右上に「入札参加グループ名」の記載欄を追加するように修正します。
11		A-3				入札書	提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)から割賦金利を除いた金額の10%を加算した金額という認識で宜しいでしょうか。または、様式A-4の各サービス対価(割賦金利除く)の10%をサービス対価に加算した金額の合計でしょうか。	お見込みのとおりです。
12		A-4				設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳	一時支払金は1割賦原価の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	(3)運營業務(開業準備業務を含む)に関する地域経済への貢献金額の中で、「市内地域電力企業との契約」とありますが、本事業では本施設の運営に係る光熱水費は市の負担であるため、削除しても問題ありませんでしょうか。	ご指摘のとおり、運營業務(開業準備業務を含む)に関する地域経済への貢献金額の市内地域電力企業との契約について削除するよう修正します。
14		I-16				厨房設備計画	要求水準書添付資料●「●●●●」を踏まえ、調理設備の配置や調理の作業工程、作業動線等の考え方を提案すること。とありますが、添付資料が●となっております。参照する項目をご教授願います。	ご指摘の添付資料について、「要求水準書添付資料14 想定献立表及び手配表(参考)」に修正します。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
15		I-16				厨房設備計画	『次の項目については、以下の内容に留意して作成すること ■厨房設備計画(様式I-16) 要求水準書添付資料●「●●●●」を踏まえ、調理設備の配置や調理の作業工程、作業動線等の考え方を提案すること』とありますが、●●には別添資料「14」の「想定献立表及び手配書(参考)」が入ると考えてよろしいでしょうか。	No.14参照。
16		I-16				厨房設備計画	厨房設備計画(様式I-16)の●「●●●●」は今後ご提示されるのでしょうか。あるいはどこかに記載がありますか。または、特にご指定はなく事業者が任意に選んでよいということでしょうか。	No.14参照。
17		I-18				配膳室整備対象校における学校給食室の改修計画図面(配膳室整備対象校全校分)	I18配膳室整備対象校における学校給食室の改修計画図面(配膳室整備対象校全校分)について、提案時の検討の精度を上げ、より良い提案を行えるよう、既存図データもしくは資料12のCADデータをいただくことは可能でしょうか。	既存図のCADデータは配付可能です。入札説明書第5の1に記載の担当窓口にメールで、件名を「既存図データの配付希望」として申し込んでください。本市からメールで送信します。なお、お渡しするデータは、本市が給食室を管理するために作成した概略的なものになりますので、実際の寸法や厨房機器の配置等に誤差がある場合もあることをご理解ください。
18		I-18				配膳室整備対象校における学校給食室の改修計画図面(配膳室整備対象校全校分)	I18配膳室整備対象校における学校給食室の改修計画図面(配膳室整備対象校全校分)について、図面の縮尺等の指定はございますでしょうか。公平性を保つため、指定していただくと幸いです。	図面の縮尺は1/200とします。
19						8 計画図面等提案書類	I-8、9、10、11、12、13、14、15、17に関して、図面集の枚数が2枚指定となっておりますが、他給食PFI案件と比較し、図面集の枚数が多いと思われます。枚数は、事業者判断で「適宜」としていただけないでしょうか。	枚数制限として記載していますので、指定の枚数以下で提案してください。
20		J-2				資金収支計画表	DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。	DSCRは、劣後ローンを含む借入額全体に対して算定してください。必要な場合、優先ローン借入のみのDSCRを併記してください。

様式集(提案審査)に関する質問への回答

No	本文	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
21		J-2				資金収支計画表	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	DSCRについては、本様式の損益計算書及び資金収支計画に記載する金額に基づき算定してください。
22		K-1				初期投資費見積書	(5)厨房機器等調達・設置工事のうち、「その他」はどのような費用を想定されておりますでしょうか。	具体的に想定している項目はありませんので、該当する費用がなければ空欄として構いません。
23		K-2			③	開業準備、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)運営費	配送車をリース調達する場合の費用は、給食配送・回収業務・その他(103行目)にて記載する認識で相違ございませんでしょうか。	様式K-2の③運営費(年次計画表)の「給食配送・回収業務」その他(99行目)に記載することで問題ありません。
24		K-3			③	開業準備、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)運営費	配送車をリース調達する場合の費用は、給食配送・回収業務・その他(79行目)にて記載する認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。